

事業者	申請日	申請書番号 (事業者)	プラント	号機	検査対象機器(申請書ごと)	溶接管理審査			審査着手の予定 の有無
						実地審査 実績有り	文書審査 のみ実施	申請のみ (審査実績無し)	
東京電力	平成23年2月28日	東通発溶安10第003号	東通	1	計測制御系統設備水圧制御ユニット			○	予定なし
東京電力	平成23年2月28日	東通発溶安10第002号	東通	1	原子炉格納容器ヘント管(その1)			○	予定なし
東京電力	平成23年2月28日	東通発溶安10第001号	東通	1	原子炉格納容器ヘント管(その2)			○	予定なし
東京電力	平成21年2月9日	柏刈発溶安08第014号	柏崎刈羽	2	原子炉冷却材再循環系配管	平成21年7月7日			
東京電力	平成21年4月3日	柏刈発溶安09第004号	柏崎刈羽	3	低圧炉心スプレイ系配管	平成21年7月6日			
東京電力	平成24年3月30日	柏刈発溶安11第024号	柏崎刈羽	4	一次冷却材計測配管			○	予定なし
東京電力	平成26年1月10日	柏刈発溶安13第016号	柏崎刈羽	1	高圧炉心スプレイ系配管	平成26年2月19日			
東京電力	平成26年7月22日	柏刈発溶安14第007号	柏崎刈羽	1	取水槽水位計用アキュムレータ	平成26年8月20日			
東京電力	平成27年7月28日	柏刈発溶安15第002号	柏崎刈羽	5	RCWSポンプ取水槽水位計測用アキュムレータ	平成27年9月2日			
東京電力	平成27年10月8日	柏刈発溶安15第015号	柏崎刈羽	6	原子炉隔離時冷却系配管		平成27年10月21日		
東京電力	平成27年10月26日	柏刈発溶安15第017号	柏崎刈羽	6	原子炉隔離時冷却系配管	平成27年11月26日			
東京電力	平成27年11月11日	柏刈発溶安15第020号	柏崎刈羽	6	原子炉隔離時冷却系配管	平成28年1月20日			
東京電力	平成27年12月3日	柏刈発溶安15第021号	柏崎刈羽	6	高圧炉心注水系配管	平成28年4月19日			
東京電力	令和1年9月3日	柏刈発溶安19第005号	柏崎刈羽	7	不活性ガス系配管	令和1年10月8日			
東京電力	令和1年9月24日	柏刈発溶安19第006号	柏崎刈羽	7	復水補給水系配管			○	令和元年12月31日
東京電力	令和1年10月31日	柏刈発溶安19第007号	柏崎刈羽	1	低電導度廃液系ろ過装置配管			○	令和元年12月31日

STEP 1 : 審査員は、文書審査の実施までに、納入告知書の発行手続を行う。

受理番号	原規規収第1510081号	申請書番号	柏刈発溶安15第015号
納入告知書発行日	平成27年10月9日	納入告知書発行 手続担当者	小池 秀雄
手数料の額	1,144,100円		

文書審査記録

STEP 2 : 審査員は、納入告知書の発行後、初回実地審査を実施する前までに文書審査を開始する。

文書審査日 平成27年10月21日 原子力施設検査官 松本 和重、小池 秀雄

【審査結果欄は該当するものに「○」を記入する。】

【□には「レ」を記入する。】

審査項目	審査の観点	審査結果			記事 (検出事項、特記事項、 該当なしの理由等)
		適	実地 審査 で確認	該当 なし	
申請書	申請者は代表者又は最新の委任状に記載されたものと一致しているか。	○			
	申請書は、「運用要領」に従い記載されているか。	○			
添付書類	「運用要領」に記載された添付書類が添付されているか。	○			
申請内容	「技術基準の解釈」 ^{注1} を適用基準として明記しているか。	○			
	「技術基準の解釈」 ^{注1} によらない場合は、適用する基準を明記しているか。(該当する場合) ^{注2}			○	
	溶接事業者検査で計画している検査項目及び判定基準が規定されているか。		○		
	「技術基準の解釈」 ^{注1} 別記の要件が記載されているか。		○		
	設置者は、実用炉規則第35条又は研開発規則第31条に規定する溶接事業者検査の対象範囲を、漏れなく検査する計画であることを確認し、検査計画書を承認しているか。		○		
	新規に取得する溶接施工法に関する溶接事業者検査は、客観性を有する方法により「技術基準の解釈」 ^{注1} への適合性を確認する手順を定めているか。 【溶接事業者検査ガイドの要求事項】			○	客観性確保の方法 □設置者立会 □第三者の立会及び設置者による記録確認の確認 □その他 ()
新規に取得する溶接士技能に関する溶接事業者検査は、客観性を有する方法により「技術基準の解釈」 ^{注1} への適合性を確認する手順を定めているか。 【溶接事業者検査ガイドの要求事項】			○	客観性確保の方法 □設置者立会 □第三者の立会及び設置者による記録確認の確認 □その他 ()	
既取得の溶接施工法及び溶接士の技能について、以前に適合性が確認されていることを、設置者が確認する手順を定めているか。また、溶接士の資格が有効期間内であることを確認する手順を定めているか。【溶接事業者検査ガイドの要求事項】		○			

	溶接施工した構造物に対する溶接事業者検査は、「溶接事業者検査ガイド」を基本として、検査要領書を作成しているか。（「溶接事業者検査ガイド」によらない場合、技術的根拠を含め設置者が検証し、記録しているか確認する。）		○		
	実地審査の方法 <input type="checkbox"/> 実用炉規則第40条第1号又は研開炉規則第36条第1号に規定する方法 <input checked="" type="checkbox"/> 実用炉規則第40条第2号又は研開炉規則第36条第2号に規定する方法		○		

注1：「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」又は「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設に関する技術基準を定める規則の解釈」

注2：「技術基準の解釈」によらない溶接方法がある場合、次ページの表も確認し添付する。

[該当あり 該当なし]